

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 89 号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条本文中「午前9時から午後4時30分まで」を「午前10時から午後5時30分まで」に改める。

第2条第1項中「観覧券」の右に「又は団体観覧券（以下「観覧券等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、観覧券等以外の方法により観覧料を徴収することがある。

第2条第2項から第4項までを削る。

第3条第1項中「（第3号様式）」を削り、同条第2項中「必要があると認める」を「前項に準じる」に改め、「（第4号様式）」を削る。

第4条を次のように改める。

（観覧券等、優待券又は招待券の提示等）

第4条 展示室における展示を観覧しようとする者は、別に定める場合を除き、観覧券等、優待券又は招待券を提示し、改札を受けなければならない。

第5条中「京都市美術館使用許可申請書（第5号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先(団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び連絡先)
- (2) 使用する展示室等並びに附属施設及び附属設備
- (3) 使用する期間
- (4) 催しの概要
- (5) その他市長が必要と認める事項

第6条本文中「前年度」を「前々年度」に改め、同条ただし書中「特別の理由がある」を「支障がない」に改める。

第9条中「,別表第2」を「,別表」に改める。

第12条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 優待券又は招待券により展示室における展示を観覧しようとする場合 観覧料の全額

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、優待券又は招待券の交付を受けた者が、観覧料の免除を受けようとする場合は、この限りでない。

第16条中「美術館」を「京都市美術館」に改める。

第18条中「ほか、」の右に「この規則において別に定めることとされている事項及び」を加える。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第9条関係）

区 分		単 位	使 用 料		
			午前10時から 午後1時まで	午後2時から 午後6時まで	全 日
付 属 施 設	別館	事 務 室 1 室	円 470	円 680	円 1,150
		会 議 室 1 室	940	1,360	2,300
付 属 設 備	音響 設備	音響セット 一式につ き1日			25,000
		マイクセッ ト			10,000
	映写 設備	スクリーン 1張りに つき1日			45,000
		プロジェク ター	1台につ き1日		350,000
		プロジェク ター台			10,000
		映像機器セ ット	一式につ き1日		25,000

スポットライト	1台につき1日	1,200
バック幕	一式につき1日	9,000
ジョーゼット幕		10,000
移動壁面(別館で使用する場合を除く。)	1台につき1日	1,200

備考1 「全日」とは、午前10時から午後6時までをいう。

2 条例第6条第2項ただし書の規定により展示室の一部を使用する場合における附属施設及び附属設備の使用料は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。

3 附属設備の使用料について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる使用料は、この表に掲げる額の10分の1に相当する額とする。

(1) (2)以外の場合 2日目以降の使用料

(2) 初日の使用料を条例第7条第5項の規定により徴収しない場合 3日目以降の使用料

第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条、第5条及び第6条の改正規定並びに別表の改正規定(いずれも別館の使用に関する部分に限る。) 令和2年4月1日

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市美術館条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表に掲げる附属施設及び附属設備の使用の許可の申請その他京都市美術館を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(令和3年度分の使用許可の申請に係る受付期間の特例)

- 3 京都市美術館を使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）が令和3年度に属する場合における改正後の規則第6条の規定の適用については、同条中「使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「使用日」という。）の属する年度の前々年度の10月1日から同年度の11月30日までの間」とあるのは、次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

本館の使用に係る申請	令和2年3月21日から同年11月30日までの間
別館の使用に係る申請	令和2年4月1日から同年11月30日までの間

(美術館)